

ニュース商工 長井

Index

横澤泰雄会頭 年頭のあいさつ／日商 岡村会頭年頭所感	2-3
商工会議所活動報告	4-5
経営情報（民法・改正高齢者雇用安定法 Q&A）	6-8
役員議員ご挨拶	12-14

2013.JAN
Vol.452

1 月号



株、株 上がれ

「株、株、あがれ」今年こそ景気が上向いて欲しいものです。ところで見事な「大福かぶ」、この大福かぶは商売繁盛、健康増進、運氣上昇を招くといわれます。会員事業所さんからいただきました。当所の入口に飾っております。

年頭の

ご挨拶



長井商工会議所
会頭 横澤 泰雄

平成25年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

さて、私は、昨年11月に行われました第31回臨時議員総会で会頭に選任されました。地域の自立と発展に少しでもお役に立てるならと思ってお引き受けしたところでございます。

昨年は、野田首相の党首討論での解散明言で、師走の中あわただしいスケジュールで衆議院の選挙が行われ、自民党が圧勝という結果になりました。このたびの選挙では「原発・エネルギー政策」「TPP」「消費増税」など社会の根幹に関わる点が論点になりましたが、前回の衆院選で焦点が当たった「地域主権（地方分権）改革」はどこかに忘れられた感がありました。いずれにしても、このたび復権を果たした自民党ですが、今までのように党利党略に走り、重要課題を先送りし、決められない政治を繰り返すことがないよう期待

したいものです。

経済に目を転じますと、地方はもとより日本経済全体が冷え切っているような状態です。消費者物価指数の下落基調が続いており、日本経済はデフレ状況からなかなか抜け出せません。このもう一つの論点となりました「デフレからの脱却」ですが、日銀を介した大胆な金融緩和によりデフレを脱却し、円安にすることで景気回復を行うのが良いのか、または、実体経済を見据え、潜在成長率を上げるような規制緩和・構造改革を推し進めるのが良いのか、この衆院選でも主張が分かれたましたが、とにかく冷静な判断のもと速やかな政策の実行が大事なことだと思います。

次に、経済にとつてはたいへん影響の大きい「エネルギー政策」ですが、前政権では方針や方向が示されないままでした。東京電力が電力料金的大幅な値上げを昨年実施しており、東北電力をはじめ各電力会社も追隨して今春の値上げを表明しております。東北地域は岩手、宮城、福島の前3県が含まれているのを踏まえた場合、電気料金の値上げが復興の妨げになってはなりません。昨年7月に発足されたトヨタ自動車東日本(株)は震災復興の象徴的存在ですが、これが海外に移転してしまう懸念とともに、産業空洞化が一気に加速してしまうことが心配されます。また「原発ゼロ」対「原発推進」の議論で盛り上がりましたが、今後、原発の新設はあり得ないわけですので、既存の原発施設の償却期間が終わるまで有効に活用するのか、活用しないかの問題だと思っております。とにかく震災前は、約3割を原子力エネルギーに依存していた社会ですので、代替燃料コストや設備維持コストなどは膨大であり、その負担を企業と家庭だけに負わせることは、ますます地域全体を疲弊させることにつながるでしょう。政府の何らかの

助成措置が必要だと思っております。

さて当長井市は、グローバル化の進展がじわじわとものづくり企業に影響を与え、地域経済をも委縮させていましたが、特に平成20年のリーマンショック以降顕著になったデフレ経済や超円高などで、さらに経営環境が激変したように感じています。当地域では東芝ライテックさんやJDAさんの合理化の発表があり、また同様に県内ではルネサスさん、東北ではTDKさん、エルピーダさんなど、それぞれ合理化が進められており、雇用減少など地域経済に影響を及ぼしております。

当市の人口は3万人を切り、就業人口についても減少していますが、私は、こうした人口減少と高齢化社会のなかで、地域を元気にしていくためには、若い人たちが仕事に就き、企業を、地域を活性化してくれることが重要だと思っております。そのためには、まず地域の企業がその社会的使命の認識のもと、若者たちに雇用の場を与えていかなければなりません。それは、長期的視野において会社組織の後継のための必要な人材の確保につながっていきます。商工会議所や行政などにも同じことが言え、若者たちのパワーが地域の活性化につながり、そして地域の将来を支えていく戦力となっていくものだと思います。

若者たちに、企業は働き甲斐を提供できるように「環境づくり」を、地域は生きがいを提供できるように「魅力あるまちづくり」を、官民協働で進めることが大事だと思っております。

経済環境がますます混迷化する今日ではあります。今後とも皆様から寄せられる声を取り入れながら、親しまれる商工会議所、頼れる商工会議所を目指していく所存です。ぜひ皆様のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。



日本商工会議所
会頭 岡村 正

平成25年の新春にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。本年が日本再生へ力強く踏み出す一年であることを心より祈念いたします。

■「決める政治」のもと産業の競争力強化を

2012年はわが国をはじめ米国、中国など、世界経済に影響力のある国々が新たな指導体制に移行した年でした。本年は各国が協調し、日本、欧州、米国、新興国のそれぞれにおいて、力強い経済発展が実現されることを期待したいと思います。

しかし、現下の世界経済は減速懸念が強まる状況にあります。欧州の財政金融問題は当面の危機は回避しているものの、経済不安は依然くすぶり続け、また、米国の財政問題や新興国の成長力鈍化など不安材料も多く、今後にも注意深く見守る必要があります。国内経済も10年以上にわたるデフレにより国内市場は縮小し、GDP（国内総生産）も減少し続ける中、長引く円高やエネルギー供給制約など企業経営を圧迫する要因も重なり、景気

後退局面との見方も強まっています。

こうした中、昨年末の選挙を経て発足した新たな政権には、強いリーダーシップによる「決める政治」のもと、成長戦略の着実な実行、なかでも私どもが求め続け、その柱に位置づけられた中小企業戦略を強力に進めることを強く期待します。

「科学技術創造立国」、「文化立国」を旗印に、官民あげて成長分野へ集中的投資を行い、国内需要を喚起しながら、世界を牽引する気概を持って産業のイノベーションを巻き起こす政策を断行するときはです。

■被災地復興と「攻め」の中小企業政策を

東日本大震災から間もなく2年が経過しようとする中、被災地復興と福島県の再生は遅々として進まない状況にあります。震災の記憶を風化させず、国内需要を拡大させるためにも復興のスピードを上げなければなりません。被災地の復興が日本の再生の第一歩であることを改めて強く認識する必要があります。商工会議所では具体的な活動として遊休機械の無償提供事業や被災地域産品の販路開拓支援事業などを展開していますが、今後も復興の支援活動を継続的に展開してまいります。

また、わが国の国民生活や企業経営を左右する重要課題については、その解決に一刻の猶予もありません。国家の命運を握るエネルギー政策、給付の重点化・効率化策の多くが先送りされた社会保障と税の一体改革、価格転嫁対策などの課題が残る消費税増税、早急な決断が求められるPPP（環太平洋経済連携協定）への交渉参加問題、企業の海外進出などの加速に伴う国内産業の空洞化や雇用の減少など、今後の経済社会にとって極めて重要な課題ばかりです。

日本経済を成長させる原動力は中小企業のダイナミズムです。中小企業の「成長」を促す視点を

踏まえた起業・創業や販路開拓、海外進出支援、人材供給・育成など「攻め」の政策が必要です。中小企業の支援ニーズは多様かつ成長段階に応じて異なりますが、我々としてもきめ細かく、より踏み込んだ具体的な支援策を政府などへ強く働き掛けてまいりたいと存じます。

日本商工会議所でも全国の商工会議所間のネットワークをさらに強固にし、これら直面する諸問題の解決に向けて全力でまい進してまいります。

■よりよい経済社会を次の世代に

高度成長の象徴として1964年に開催された東京オリンピックから56年の時を経て、2020年オリンピック・パラリンピックの招致が実現するならば、東日本大震災という国難を乗り越え、日本経済再生に向かう大きな目標となります。この3月にはIOC（国際オリンピック委員会）評価委員会が来日、最終調査を実施し、9月7日にIOC総会で開催都市が決定します。まさに最終決戦となりますが、日本中に勇気と希望を与え、未来を担う子供たちの健全な育成のためにも、全力を挙げて勝ち取りたいと存じますので、全国の皆様の熱いご支持をお願いいたします。

今日の日本は閉塞感の中にありますが、我々には将来の世代に対してよりよい経済社会を創り、襁を渡していく責務があります。長年にわたり積み残してきた課題に勇気を持って切り込み、日本経済の再生を果たしながら、50年、100年後の社会発展の基盤を再構築しなければなりません。絶え間ない「イノベーション」への挑戦により閉塞感を打ち破り、日本経済の再生と持続可能な経済社会の実現を果たすため、本年も皆様とともに前進していく決意であります。皆様の一層のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

長井駅前通り

まちづくり協議会発足

12/3

都市計画道路長井駅海田線（通称長井駅前通り）の長井駅から国道287号線までの区間の地権者、住民、商業者等で組織する長井駅前通りまちづくり協議会（横山寛道会長）の設立総会が長井市保健センターで開催された。総会には会員57名のうち約40名が出席し、協議会の規約や役員選出、事業計画・収支予算について審議され、全会一致で承認された。今後は、街路事業やその他の事業を導入してまちづくりを進めるために、まちづくりに関する研修や、会員・関係機関との意見交換を行いながら、相互の交流を図る構え。



ものづくり中小企業

支援セミナーin長井市

12/13

東北経済産業局主催による「ものづくり中小企業支援セミナーin長井市」をタスパークホテルで開き、約50人が参加した。

山家（やんべ）東北経済産業局地域経済課長、内谷重治長井市長、荘内銀行佐藤友昭常務執行役員が挨拶し、国、県、荘内銀行の担当者それぞれ新産業や新技術、海外展開、金融支援策等を説明した。東北経済産業局の山家課長は「厳しい経済環境の中で、国をはじめとした施策を積極的に活用し、新事業に取り組んで欲しい。今後、も地方公共団体や金融機関と連携し、このような取り組みを県内で積極的に行っていききたい」と述べた。



本セミナーは企業の経営課題が高度化する中、互いの支援策を持ち寄り、企業の新事業展開を集中的に支援するために企画されたもの

ので、国、県、市、金融機関が連携して開催するこのような取り組みは、県内で初めて。



おもてなし事業

折り紙のお正月飾り

12/10

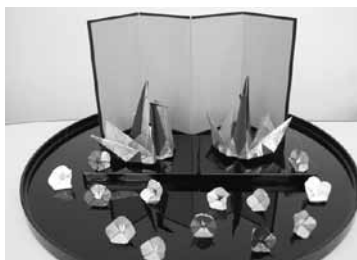
当所が推進している「おもてなし事業」の一環として季節ごとの店内装飾を統一しようと、中心商店街の奥様が組織する「おもてなしメンバー」が、お正月飾り制作に取り組んだ。ソック㈱を会場に、講師の山口千花子さんから折り紙で「鶴」の作り方を学んだ。鶴は

おめでたい行事の全ての文様に使われ、縁起の良いものの代表格として慕われている。メンバーは、各店舗にお正月の華やかさを演出するため心を込めて制作していた。



左記の店舗で見ることが出来る。

（株）中央会館、（有）ムスメヤ花店、（株）大和屋、ホテル和泉屋、（有）いなば、後藤屋肉店、（株）吉田カメラ長井鶴岡店、（有）とらや旅館、さとう屋、大東薬品、長井プロパンガス販売所



置賜地区商工団体協議会
置賜地区選出県議会議員との懇談会

12/19

南陽市の丹泉ホテルを会場に、置賜地区商工会議所（長井・米沢）会頭、副会頭と商工会（南陽・川西・高畠・白鷹・飯豊・小国）の会長・副会長が一堂に会し、置賜地区の県議会議員と懇談会を開催した。

冒頭、米沢商工会議所酒井会頭より、会議所の役割は各機関に要望書を出すことと、会員の経営指導である。会員に対し親身になって一生懸命頑張る会議所に対する小規模補助金の確保は十分にお願したいとの挨拶があり、酒井会頭を座長に各団体の会頭、会長より地域の現状と要望事項が述べられた。

当所横澤泰雄会頭からは、再生可能エネルギーの積極的推進とともに、今年7月から固定価格買取制度が実施されていることから、調達価格の水準や事業所負担の妥当性を示しながら進めてほしい。また、長井地区内の商工業者の83%は小規模事業者。全国的にも全企業数の87%は小規模企業であり、厳しい経済環境の中、地域経済の活力と雇用の維持に貢献し



ている。今後金融円滑化法の期限切れや消費税の引き上げ、事業承継等様々な課題に対応すべく専門家、アドバイザー、経営指導員等のネットワーク事業など小規模企業対策予算の十分な確保について要望したいとの発言がなされた。

出席した県議会議員からは、様々な要望があるなか全部に答えていくのは荷が重いとところもある。現在議会でも開催中で山形県中小企業振興条例の制定を提案している。これには、県の責務として中小企業の振興に戦略的な施策を策定及び実施するとされており、その他にも市町村への支援、財政上の措置なども含まれている。などの発言があった。

平成鍋合戦に「旨S i o 芋煮」出品

12/2

天童冬の陣・第18回平成鍋合戦が山形県総合運動公園で開かれ、長井1000人芋煮会実行委員会（沼沢岩夫代表）が馬肉が入った塩味の新作鍋「旨S i o 芋煮」を開発して初参加した。会場にはイメージキャラクター「バーニック・ナガイ」が登場し鍋をPR。参加した35団体が5つのブロックに分かれ鍋の味を競い、ブロック2位で敗者復活を勝ち抜いた旨S i o 芋煮は、決勝戦で6位と初参戦ながら健闘した。

馬のかみしめ
新作菓子試食会

12/6

当地域の在来種の豆「馬のかみしめ」の復活・栽培に取り組む生産者が主催する「在来枝豆馬のかみしめオリジナルスイーツ新作発表会」がTASで開催され、集まった関係者約20人が、新作5品を含む全12品の試食を行った。

「馬のかみしめ」を使ったオリジナルスイーツは、長井菓匠倶楽部（工藤政明代表）が手掛けて4年目となり、今回は4事業所が新作に挑戦した。



続・改正高年齢者雇用安定法 Q&A（二回目）

改正高年齢者雇用安定法が平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。ニュース商工 12 月号に引き続き、事業主等からよくある質問を一問一答形式でまとめた「Q & A」を掲載いたしますので、ご活用ください。（詳しくは 12 月号をご参照ください。）

3. 継続雇用制度の対象者基準の経過措置

Q 3-1：すべての事業主が経過措置により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることができるか。

A 3-1：改正高年齢者雇用安定法では、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることを勘案し、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を当該支給開始年齢以上の者について定めることを認めている。

この経過措置は、これまで継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを利用していた企業においては、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、継続雇用制度の対象を希望者全員とするため、丁寧に企業内の制度を整備していく必要があることから設けられたものである。

したがって、経過措置により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることができるのは、改正高年齢者雇用安定法が施行されるまで（平成 25 年 3 月 31 日）に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主に限られる。

Q 3-2：改正高年齢者雇用安定法が施行された時点で労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、経過措置により当該基準をそのまま利用できるか。

老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に合わせて段階的に当該基準の対象者の下限年齢を変更しなければならないのか。

A 3-2：改正高年齢者雇用安定法では、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることを勘案し、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を当該支給開始年齢以上の者について定めることを認めている。

この経過措置により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定める場合に、当該基準の対象とできるのは、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者に限られることから、基準が適用される者を当該支給開始年齢以上の者に限ることを明らかにする労使協定に改めることが望ましいといえる。

しかし、労使協定を改定せず、継続雇用制度の対象者を限定する基準が適用される者の下限年齢が定められていない場合でも、当該支給開始年齢以上の者のみを対象として当該基準が運用されるのであれば、経過措置の趣旨から、当該基準をそのまま利用しても差し支えない。

Q 3-3：継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止の経過措置について、この仕組みの対象者となる下限の年齢を厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成 37 年 4 月までに段階的に引き上げることとされているが、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは男女

で異なっている（女性は 5 年遅れ）。経過措置の対象年齢も男女で異なることになるのか。

A 3-3：経過措置の対象年齢は、「男性」の年金（報酬比例部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、平成 37 年 4 月まで段階的に引き上げるとされている。

御指摘のとおり、年金の支給開始年齢の引上げスケジュールは男女で異なっているが、経過措置の対象年齢については男女で異なるものではなく、同一である。

なお、男女別の定年を定めることや継続雇用制度の対象を男性のみとするなど、労働者が女性であることを理由として男性と異なる取扱いをすることは、男女雇用機会均等法において禁止されている。

Q 3-4：経過措置により労使協定による継続雇用制度の対象者の基準を維持する場合、基準に該当しない者については、基準の対象年齢に到達した後は雇用を継続しないこととしてよいのか。また、基準該当性の判断はどの時点で行わなければならないのか。

A 3-4：基準自体には具体性・客観性が求められるが、基準に該当しない者について基準の対象年齢に到達した後は雇用を継続しないことをもって、高年齢者雇用安定法違反になることはない。

また、継続雇用制度の対象者の基準に該当するか否かを判断する時点は、基準の具体的な内容に左右されるものであり、この基準は労使協定により定められるものであることから、基準該当性の判断時点をいつにするか、例えば基準対象年齢の直前とするか、あるいは定年時点などとするかについても、労使の判断に委ねられていると考えられる。

Q 3-5：改正高年齢者雇用安定法が施行された後に継続雇用制度の対象者を限定する基準を定める労使協定を変更して結び直すことはできるか。

A 3-5：改正高年齢者雇用安定法では、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることを勘案し、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を当該支給開始年齢以上の者について定めることを認めている。

この経過措置により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることができるのは、改正高年齢者雇用安定法が施行されるまで（平成 25 年 3 月 31 日）に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主に限られる。

経過措置により基準を定める場合、これまでの労使協定をそのまま利用するほかに、内容を変更して新たに労使協定を締結して、新たな基準を定めることもできるが、この場合も、具体性・客観性を備えた基準が求められる。

Q3-6：経過措置により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定める労使協定には、一定の期限を定めなければならないのか。また、経過措置期間中に、労使協定の期限が切れた場合、引き続き基準を利用するために、新たに労使協定を締結することはできないのか。

A3-6：改正高年齢者雇用安定法では、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることを勘案し、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を当該支給開始年齢以上の者について定めることを認めている。

この経過措置では、継続雇用制度の対象者を限定する基準の有効期間について定めていないため、当該労使協定の一定の期限を定めることも定めないこともできると考えられるが、いずれにしても、経過措置は平成37年3月31日までであることに留意が必要である。

なお、経過措置期間中に、継続雇用制度の対象者を限定する基準を定める労使協定の期限が切れた場合、引き続き基準を利用するためには、新たに労使協定を締結する必要がある。

Q3-7：経過措置により継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定める場合、労使協定は、事業所ごとに結ぶ必要があるのか。企業単位で労使協定を結ぶことは可能か。

A3-7：「事業所」とは、本規定の適用事業として決定される単位であり、数事業所を擁する企業にあっても、協定はそれぞれの事業所ごとに締結されなければならない。ただし、

[1] 企業単位で継続雇用制度を運用している

[2] 各事業所ごとの過半数労働組合等のすべてが内容に同意している（又は、すべてが労使協定の労側当事者として加わっている等）

場合まで、企業単位で労使協定を結ぶことを排除する趣旨ではない。

4. 経過措置により労使協定で定める基準の内容

Q4-1：経過措置により労使協定で定める継続雇用制度の対象者を限定する基準とはどのようなものか。

A4-1：労使協定で定める基準の策定に当たっては、労働組合等と事業主との間で十分に協議の上、各企業の実情に応じて定められることを想定しており、その内容については、原則として労使に委ねられるものである。

ただし、労使で十分に協議の上、定められたものであっても、事業主が恣意的に継続雇用を排除しようとするなど本改正の趣旨や、他の労働関連法規に反する又は公序良俗に反するものは認められない。

【適切ではないと考えられる例】

『会社が必要と認めた者に限る』（基準がないことと等しく、これのみでは本改正の趣旨に反するおそれがある）

『上司の推薦がある者に限る』（基準がないことと等しく、これのみでは本改正の趣旨に反するおそれがある）

『男性（女性）に限る』（男女差別に該当）

『組合活動に従事していない者』（不当労働行為に〳）

なお、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準につい

ては、以下の点に留意して策定されたものが望ましいと考えられる。

[1] 意欲、能力等をできる限り具体的に測るものであること（具体性）

労働者自ら基準に適合するか否かを一定程度予見することができ、到達していない労働者に対して能力開発等を促すことができるような具体性を有するものであること。

[2] 必要とされる能力等が客観的に示されており、該当可能性を予見することができるものであること（客観性）

企業や上司等の主観的な選択ではなく、基準に該当するか否かを労働者が客観的に予見可能で、該当の有無について紛争を招くことのないよう配慮されたものであること。

Q4-2：経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準として、「会社が必要と認める者」や「上司の推薦がある者」を定めることは認められるか。

A4-2：「会社が必要と認める者」や「上司の推薦がある者」というだけでは基準を定めていないことに等しく、高年齢者雇用安定法の趣旨を没却してしまうことになるので、具体的なものにいただく必要がある。

したがって、このような不適切な事例については、公共職業安定所において、必要な報告徴収が行われるとともに、個々の事例の実態に応じて、助言・指導、勧告、企業名の公表の対象となる。

Q4-3：経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準として、「過去〇年間の人事考課が〇以上である者であって、かつ、会社が必要と認める者」というように組み合わせの一つとしてQ4-2にあるような基準を含めることは可能か。

A4-3：継続雇用制度の対象者に係る基準の策定に当たっては、労使間で十分協議の上、各企業の実情に応じて定められることを想定しているが、労使で十分に協議の上、定められたものであっても、事業主が恣意的に継続雇用を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨に反するものは認められない。

質問の基準の組み合わせについて言えば、たとえ「過去〇年間の人事考課が〇以上である者」という要件を満たしていても、さらに「会社が必要と認める者」という要件も満たす必要があり、結果的に事業主が恣意的に継続雇用を排除することも可能となるため、このような基準の組み合わせは、高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみて、適当ではないと考えられる。

なお、例えば、「過去〇年間の人事考課が〇以上である者、又は、会社が必要と認める者」とした場合については、「過去〇年間の人事考課が〇以上である者」は対象となり、その他に「会社が必要と認める者」も対象となると考えられるため、高年齢者雇用安定法違反とまではいえない。

Q4-4：経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準として、「協調性のある者」や「勤務態度が良好な者」という基準を設けることはできるか。

A4-4：高年齢者雇用安定法の趣旨に鑑みれば、より具体的かつ客観的な基準が定めることが望ましいと考えられるが、労

使間で十分協議の上定められたものであれば、高年齢者雇用安定法違反とまではいえない。

Q 4-5：経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準を定めるにあたり、労使協定で定めた場合、非組合員や管理職も当該協定が適用されるのか。

A 4-5：非組合員や管理職も含め、すべての労働者に適用されることとなる。

Q 4-6：労使協定では、通常、労働組合の対象者のみを念頭に規定するので、労働組合法上の労働組合に加入できない管理職については労使協定で、『定年時に管理職であった労働者については、別途就業規則で定める』と定め、別途就業規則で、経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準を定めることは可能か。

A 4-6：過半数を代表する労働組合と労使協定を結びことを求めているのは、基準について労働者の過半数の団体意思を反映させるとともに、使用者による恣意的な対象者の限定を防ぐことにある。

このため、定年時に管理職であった労働者についても基準を定める場合には、過半数を代表する労働組合等との労使協定の中で定めていただく必要がある。

なお、管理職を対象に含む基準が労使協定の中で定められていなければ、管理職については、高年齢者雇用安定法の要件を満たす基準が設定されていないので、希望者全員を継続雇用制度の対象としなければ、公共職業安定所において指導を行っていくこととなる。

Q 4-7：労使協定で、特定の職種についてのみ規定することとし、他の職種については労使協定で、『〇〇職であった労働者については、別途就業規則で定める』と定め、別途就業規則で、経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準を定めることは可能か。

A 4-7：この件も、A 4-6と同様の理由から、労使協定で対象とする特定の職種以外の他の職種であった労働者についても基準を定める場合には、過半数を代表する労働組合等との労使協定の中で定めていただく必要がある。

なお、当該他の職種を対象に含む基準が労使協定の中で定められていなければ、当該他の職種については、高年齢者雇用安定法の要件を満たす基準が設定されていないので、希望者全員を継続雇用制度の対象としなければ、公共職業安定所において指導を行っていくこととなります。

Q 4-8：職種別に異なる基準や管理職であるか否かによって異なる基準を定めることは可能か。

A 4-8：継続雇用制度の対象者に係る基準の策定については、労使間で十分協議の上、各企業の実情に応じて定められることを想定しているので、労使納得の上で労使協定により定めたものであり、基準の対象年齢が経過措置として認められている範囲であれば、高年齢者雇用安定法違反とはならない。

Q 4-9：経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準として、『〇〇職（特定の職種）の者』や『定年退職時に管理職以外の者』という基準を設け、特定の職種や管理職以外の者のみを継続雇用する制度は可能か。

A 4-9：高年齢者雇用安定法の規定からは可能だが、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることのできる環境を整備するという高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみれば、職種や管理職か否かによって選別するのではなく、意欲と能力のある限り継続雇用されることが可能であるような基準が定められることが望ましいと考えているので、各企業で基準を定める場合においても、高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえて、労使で十分話し合っている、できる限り多くの労働者が65歳まで働き続けることができるような仕組みを設けていただきたいと考えている。

Q 4-10：当社においては、男女労働者の間に事実上の格差が生じているため、経過措置による継続雇用制度の対象者に係る基準について、男女同じ基準を適用した場合、当該基準を満たす女性労働者はほとんどいなくなってしまう。

このため、継続雇用される男女の比率が同程度となるよう、継続雇用制度の対象者に係る基準を男女別に策定したいと考えているが、問題はるか。

A 4-10：男女労働者の間に事実上の格差が生じているなど、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情がある場合には、当該事情を改善することを目的として、男性労働者と比較して女性労働者を有利に取り扱う基準を定めることは、男女雇用機会均等法第9条の要請に合致していると考えられるため違法とはいえないと考えられる。

ただし、当該事情の存否の判断については、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない状況にあるなど、男女雇用機会均等法に基づき考慮すべき事項等があるので、男女雇用機会均等法の考え方については、お近くの雇用均等室までお問い合わせ下さい。

Q 4-11：Q 4-1のとおり経過措置により継続雇用制度の対象者に係る具体性・客観性のある基準を定めたが、その基準に該当する者全員の雇用を確保しなければ、高年齢者雇用安定法に定める高年齢者雇用確保措置を講じたものとは解釈されないのか。

A 4-11：継続雇用制度の対象者の基準に該当する者であるにもかかわらず継続雇用し得ない場合には、基準を定めたこと自体を無意味にし、実態的には企業が上司等の主観的選択によるなど基準以外の手段により選別することとなるため、貴見のとおり高年齢者雇用安定法に定める高年齢者雇用確保措置を講じたものとは解釈されない。

セーフティネット保証制度 5 号資金

中小企業の皆様、経営安定のためにご活用ください。

セーフティネット保証 5 号資金の業種指定につきましては、平成 24 年 11 月 1 日以降は、現在の各業種の業況に合わせ、指定業種を中分類業種（原則全業種）から細分類業種（686 業種）に見直すこととなりました。

当協会では、引き続き厳しい業況にある中小企業の皆様に積極的に支援して参ります。

◆セーフティネット保証制度 5 号資金の概要

対 象 者	指定された業種（※1）に属し、売上高の減少等（※2）について、市町村長の認定を受けた中小企業が対象です。 ※1 平成 24 年 11 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日について、細分類業種で 686 業種が対象 ※2 認定要件 以下（イ）～（ハ）のいずれかを満たす必要があります。 （イ）最近 3 か月の月平均売上が前年同期比 5%以上減少している。 （ロ）製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入れ価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。 （ハ）円高の影響によって、原則として最近 1 か月の売上高等が前年同月比で 10%以上減少し、かつ、その後 2 か月を含む 3 か月間の月平均売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれること。
資 金 使 途	経営安定に必要な事業資金
保証限度額	個人・法人 2 億 8,000 万円
貸 付 利 率	金融機関所定利率
保 証 料 率	年 0.8%（基準料率 1.0%、協会割引 0.2%）
保 証 期 間	運転資金 10 年、設備資金 15 年
担 保	必要な場合があります。
連帯保証人	原則として、法人は代表者（実質経営者を含む）、個人は原則不要

確かなサポート 明日への躍進 応援宣言



山形県信用保証協会

YAMAGATA GUARANTEE

長井支店 / TEL 0238-84-1674



掛金はスリム 補償・サービスは充実

自動車総合共済 MAP

さらに

企業・従業員・ご家族の方々に お得な割引、特約がございます。

おトク①

会社・従業員一括割引

- いっしょ割引（従業員契約対象）
従業員の契約台数により以下の割引を適用
10台～99台＝5%割引 100台以上＝10%割引
 - 両得割引3%（会社契約対象）
いっしょ割引の適用がある場合、勤務先の契約に割引適用
 - まとめておトク割引5%（従業員契約対象）
いっしょ割引の適用契約の始期終期を全てまとめた場合、割引適用
- ※割引適用のため事前に会社からの申請及び登録が必要になります。

おトク②

MAP 独自の見舞金制度

対物事故見舞金
5万円特約

追加共済料

1,000円

※小さな事故なら掛金は上がりません。

おトク③

人身傷害、車両共済にご加入であれば

24時間365日 無料ロードサービス開始!!

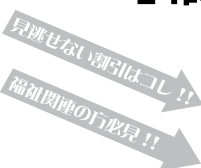
※詳しくは、
こちらまで↓↓

Ⓚ 山形県火災共済グループ
山形県中小企業共済協同組合

〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1

（霞城セントラル内）

☎023 (647) 2380 FAX.023 (647) 2382



ゴールド免許割引(3%)

家族限定割引(3%)

新車割引

福祉施設割引(10%)

福祉施設職員割引(5%)

福祉車両割引(3%)

地域経済指標

★山形県企業倒産状況 (負債総額 1,000 万円以上)

【平成24年11月末現在】
負債総額単位：百万円

【業種別】	件数 (1位・2位・3位)	%	負債総額 (百万円)	%
一次産業 (農林漁業・鉱業)				
建設業	2(1)	66.7	107	91.5
製造業	1	33.3	10	8.5
卸売業				
小売業				
金融・保険業				
不動産業				
運輸・通信業				
サービス業				
計	3	100.0	117	100.0

協力／(株)東京商工リサーチ山形支店

★建築確認申請状況 (長井市)

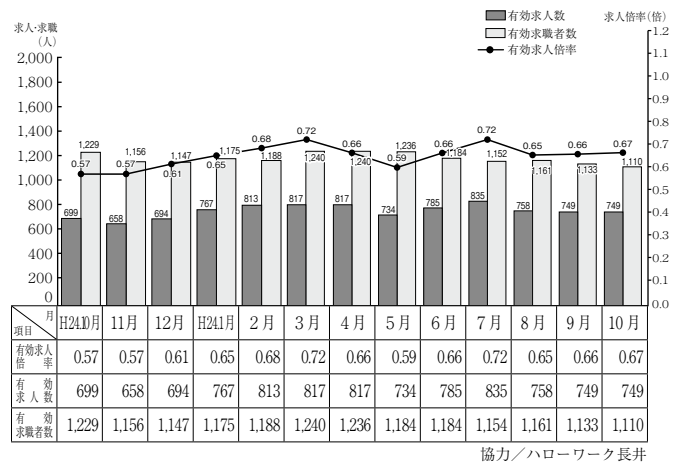
【平成24年11月延べ面積単位：㎡】

	新築	増改築
専用住宅	件数 5 延べ面積 562.34	1 56.53
併用住宅	件数 0 延べ面積 0.00	0 0.00
その他 (工場・店舗倉)	件数 3 延べ面積 446.64	1 55.20
合計	件数 8 面積 1,008.98	2 111.73

協力／長井市まち住まい整備課

★長井市の人口 平成24年11月30日現在
人口 28,876人 (男 13,995人、女 14,881人)
世帯数 9,654

★月別求人倍率・有効求人・有効求職の状況 (パートタイムを含む全数)



LOBO 調査

【商工会議所早期景気観測調査】

※2012年11月15日～21日に、全国の417
商工会議所が3,096企業などにヒアリング
(東北については、被災を免れた企業や被害が
軽微な企業から回答)
(内訳) 建設業 474 製造業 744 卸売業 334
小売業 744 サービス業 800

【全国の11月調査速報】

産業別概況

業況DIは、大幅悪化。日中関係による影響が拡大

11月の全産業合計の業況DIは、▲31.1と、前月から+1.5インットの小幅改善。公共工事・住宅に動きのあった建設業や、冬物商品・ギフト関連が好調だった小売業がけん引。一方、製造業では中国経済の減速に加え、日中関係悪化に伴い、低迷が続いている。

先行きについては、先行き見通しDIが▲33.1(今月比▲2.0ポイント)と、悪化する見込み。このところの円安・株高傾向は好材料であるものの、中国経済の減速や日中関係悪化の長期化に伴う影響に加え、円高の定着、電力料金の値上げ、個人消費の減退など、中小企業を取り巻く厳しい状況が続く見込みであることから、先行きに対する不安は根強い。

【建設業】からは、「消費税増税前の駆け込み需要に伴う資材価格の高騰を懸念」(一般工事業)、「災害復旧工事の発注が開始され、業況は改善。先行きの見通しも良い」(建築工事業)、「慢性的な人手不足により、住宅工事の受注は見込めるものの、施工の対応ができない」(一般工事業)などの声が寄せられている。

【製造業】からは、「自動車用ベアリング部品の受注が3割減を見込む。設備投資の中止や操業短縮を検討中」

(ベアリング部品製造業)、「携帯電話の基地局アンテナ関連で受注があったものの、主力の半導体・液晶関連の落ち込みが激しい」(電気・精密機械製造業)、「原材料価格の下落により販売不振をカバーしている状況が続いており、先行きは不透明」(製紙業)などの声が寄せられている。

【卸売業】からは、「好天が続く、キャベツなどの野菜が豊作だったことから、供給過剰の状態。単価が下がり、売上に響いている」(農産物卸売業)、「戸建て住宅関連の資材が好調で、売上が大きく伸びている」(製材卸売業)、「業況は好調に推移しているものの、12月から粉類の価格が上昇する見込み。取引先からの値下げ圧力が強く、価格転嫁が進まない」(製菓・製パン卸売業)などの声が寄せられている。

【小売業】からは、「冬物衣料の売上が伸びており、食品も回復傾向。年末商戦に向けた対応も急務」(百貨店)、「消費者の低価格志向が強いほか、産地直送・ネット販売等との競合もあり、売上は減少傾向」(米穀類小売業)、「惣菜をはじめ、ターゲットを絞った商品開発や宣伝効果により、コンビニを利用する高齢者が増加。従来からの商店街の顧客が奪われている」(商店街)などの声が寄せられている。

【サービス業】からは、「自動車メーカーの輸出不振・減産に伴い、物流量が減少している」(運送業)、「復興工事の現場作業員が、宿泊先の旅館から撤収しはじめている」(旅館業)、「システム投資の受注は増加傾向にあるが、人材が不足しており、恩恵は少ない」(システム開発)などの声が寄せられている。

平成 25 年

1月16日[水]

第一部 講演会

15 時 30 分 ～ 17 時 00 分

会場：タスパークホテル

どなたでも聴講できます（無料）

第二部 祝賀会

17 時 30 分 ～ 19 時 30 分

対象：会員事業所の事業主及び従業員の皆様

会費：お一人様 4,000 円

人気解説者が見る

これが日本の未来予測図！

揺れ動く内外情勢とこれからの政局

講師 田崎史郎氏

時事通信社解説委員

主催：長井商工会議所 6 部会 共催：(社)長井法人会

〔講師プロフィール〕

政治取材は約 33 年になる。

現在、時事通信社解説委員、国土審議会委員、社会資本整備審議会公共用地分科会委員。

TBS 系「ひるおび!」「朝ズバッ!」

フジテレビ系「とくダネ!」

テレビ朝日系「報道ステーションサンデー」などに出演

新春講演会・祝賀会のご案内



滑るかも 見えない危険を予知して防ごう

冬の転倒災害

冬の労災をなくそう運動

平成24年12月15日～平成25年2月15日

主催／山形労働局・各労働基準監督署

あなたの気になる年金記録 もう一度、ご確認を！

いまだ約2,200万件の持ち主が確認できていない記録が残っています。

あらためて、ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、お近くの年金事務所等にご相談ください。

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に勤めていた記録が見つかった	結婚前の旧姓の記録が見つかった	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった
例 年額 98万円 ▶ 234万円	例 年額 43万円 ▶ 154万円	例 年額 0円 ▶ 137万円
こんな方はぜひ、ご確認を！	☑ 転職が多い ☑ 姓(名字)が変わったことがある ☑ いろいろな名前の読み方がある	

年金記録の確認は「ねんきんネット」が簡単・便利！

ご家族の助けを受けて年金記録を発見した方もいらっしゃいます。

- ☑ いつでも最新の年金記録を確認できます！
「ねんきんネット」では、時間を気にせず、24時間いつでも、最新の年金記録を確認できます。
- ☑ 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！
年金に加入されていない期間、標準報酬月額の大きな変動など、確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。
- ☑ 平成25年1月末から、氏名や生年月日等を入力して、持ち主不明の記録の中に、ご自身の記録があるかどうか調べることができます。

お問い合わせ先

ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

☎ 0570-058-555

【受付日時】 月～金曜日 9:00～20:00 第2土曜日 9:00～17:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

※050または070から始まる電話で
おかけになる場合 ▶ 03-6700-1144



謹んで新春のお慶びを申し上げます

2013 年 元旦 長井市商工会議所役員・議員（議席順）

(株)うめや



代表取締役
渡部 俊二
(常議員)

飯鉢工業(株)



代表取締役
飯鉢 文吉
(常議員)

大泉建設(株)



代表取締役
大泉 紀代
(常議員)

協同薬品工業(株)



代表取締役社長
横澤 泰雄
(会頭)

(株)吉田製作所



代表取締役会長
吉田 功
(常議員)

(株)喜助



常務取締役
尾形 美紀子
(常議員)

(株)ベルティーサイトウ



代表取締役
齋藤 喜内
(常議員)

山形精密鑄造(株)



代表取締役
馬場 先
(副会頭)

(株)加藤紙器



代表取締役社長
加藤 眞佐夫
(常議員)

(株)長井製作所



代表取締役
横山 英二
(常議員)

(株)山口製作所



常務取締役
山口 直人
(常議員)

長井商工会議所



佐藤 義夫
(専務理事)

(株)さいとう



代表取締役
齋藤 裕之
(常議員)

那須建設(株)



代表取締役社長
那須 正
(常議員)

長井中央青果(株)



代表取締役
大山 勲
(常議員)

大竹電気工事(株)



代表取締役
大竹 薫
(常議員)

(株)北原産業



代表取締役
北原 正
(常議員)

テクノ・モリオカ(株)



代表取締役
森岡 雄一
(常議員)

(有)二宮設計事務所



代表取締役
二宮 正一
(常議員)

(株)トップパーツ



執行役員工場長
小野寺 金輔
(常議員)

(株)山形銀行長井支店



支店長
小山内 透
(常議員)

長井税理士法人



代表社員
金田 和夫
(常議員)

(株)平野屋



代表取締役
平 忠一
(常議員)

(株)きらやか銀行長井支店



支店長
渡部 伸一郎
(常議員)



渡部秀一司法書士事務所  所長 渡部 秀一 (議員)	(株)四釜製作所  代表取締役社長 四釜 雅之 (議員)	東北電力(株)長井営業所  所長 小野 浩二 (議員)	(有)長谷部鉄筋  代表取締役 長谷部 和彦 (議員)
米澤信用金庫長井支店  支店長 東條 浩美 (議員)	朝日金属工業(株)  代表取締役社長 横沢 芳樹 (議員)	沼澤産業(有)  代表取締役社長 沼澤 岩夫 (議員)	ユーケン工業(株)  代表取締役 増田 源幸 (議員)
(有)高橋建装  代表取締役 高橋 正美 (議員)	葉山建設(株)  代表取締役社長 安部 義裕 (議員)	(有)タナカ  代表取締役 田中 元 (議員)	(株)梅津組  取締役 鈴木 正明 (議員)
(株)マツキ  代表取締役 松本 盛行 (議員)	(有)ミニマックス  代表取締役 菊地 昭男 (議員)		

有料広告

長井商工会議所共済・福祉制度の一環としてお届けする

保険の世界ブランド。アクサがあなたをサポート。

新大型保障プラン

アクサのフィナンシャル・プロテクション

定期保険



普通傷害保険

経営者の
皆様へ

保険は予測できない経済的ダメージから後継者や家族を守る“流動資産”です。
この制度は、企業のリスクマネジメントや家計のライフプランにあわせて、保障内容のオーダーメイドができます。
企業経営者や自営業オーナーの方々の死亡・入院・手術・ケガの障害・通院など人にかかわる幅広いリスクに対応し、
保険料は商工会議所のメリットを活かし、集団・団体扱いの割引料率でお届けします。



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020

東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー

TEL. 03-6737-7777 (代表)



アクサ損害保険株式会社

redefining / standards

〒111-8633

東京都台東区寿2-1-13 倍楽ビル

TEL. 03-4335-8570 (代表)

アクサ生命保険株式会社 長井営業所

〒993-0011

長井市館町北6-27

TEL 84-3444

世界トップクラスの
保険・金融グループ、
アクサで実現。



<http://www.axa.co.jp>

12月の常議員会

■日時 12月17日(月)

■出席者 15名

■議題 (協議事項)

第1号議案

平成24年度一般会計補正予算について

第2号議案

平成24年度中小企業相談所特別会計補正予算について

第3号議案

平成24年度共済事業特別会計補正予算について

第4号議案

平成24年度特定退職金共済事業特別会計補正予算について

第5号議案

平成24年度労働保険事業特別会計補正予算について

【報告事項】

○特定退職金共済制度規程改訂について

○新春講演会・祝賀会について

○山形県商工支援団体ブロック内連携事業セミナーについて

優良従業員表彰者

被表彰者 ご芳名

◇30年表彰◇

日本商工会議所・長井商工会議所会頭表彰
長井市長 感謝状

(株)四釜サッシセンター

多田野 良一

(株)末廣

土屋 妙子
(敬称略)

永年勤続 おめでとうございます

※12月号に掲載しておりませんでした。
お詫び申し上げます。

有料広告

ウィンター
フェスタ
2018



白倉ヒサオ

爆笑 ものまね ライブ

2/23(土)

18:00~20:30

■場 所
タスパークホテル
2階コンベンションホール

■チケット料金
6,000円(税・サービス料込み)
生ビール・水割り・焼酎・日本酒・ソフトドリンク飲み放題、料理付

■協 賛
Asahi アサヒビール株式会社

**元祖！
矢沢永吉のそっくりさん！**

矢沢永吉の歌まねをはじめ、
あらゆるジャンルを超えた実力派！
ギター演奏によるライブはもうゴキゲン！
音楽性豊かな、エンターテインメントショーを
お楽しみ下さい！

お問い合わせ・ご予約・チケットのお求めは

■▲●Park Hotel タスパークホテル 長井市館町北6-27 TEL 0238-88-1833
<http://www.taspark.co.jp>

1 月の行事予定

1	火	○元旦祭
2	水	
3	木	
4	金	○長井市新春祝賀会 ○三役年頭訓示
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	○女性会活き活き委員会踊り練習 ○長井税務署管内青色申告会 理事会
9	水	○中小企業支援 NW 相談日
10	木	
11	金	○長井機械工業協同組合 新年会
12	土	
13	日	○生産基盤技術研修金型製作実技研修
14	月	成人の日
15	火	○商店街モニター事業 成果報告会 ○女性会活き活き委員会踊り練習
16	水	○マルケイ審査会 ○新春講演会、会員新春祝賀会
17	木	○小企業者記帳指導協議会
18	金	○知財総合支援窓口 ○女性会研修委員会
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	※新設法人説明会
23	水	○中小企業支援 NW 相談日
24	木	○資金調達力強化セミナー ○西置賜産業会新年会 ○県連 YEG 役員会・新年会（山形） ○長井市勤労者互助会設立 30 周年記念式典・祝賀パーティー ○長井紬織物工業協同組合 新年会
25	金	
26	土	
27	日	○技能検定（金型製作）学科試験日
28	月	
29	火	○女性会活き活き委員会踊り練習
30	水	
31	木	

●住所変更のお知らせ

（敬称略）

事業所名	旧 住 所	新 住 所
(株) 今 野 建 業	長井市屋城町 7-43-1	➡ 米沢市大字川井 491-9

無担保・無保証人のマル経資金

金利
1.75%
(平成24年5月16日現在)

融資額 1,500 万円以内

返済期間 設備10年
運転 7年

※設備資金に限り
当初2年間は1.25%

詳しいことは中小企業相談所へ
☎84-5394

＋ 今 月 の 献 血 ＋

1 月は献血の予定はございません。

2月18日(月)	(株)三協製作所山形工場	9:30 ～ 11:30
	長 井 市 役 所	13:30 ～ 15:30

☆全血のみで、200ml と 400ml の全血献血ができます。
問合わせ 長井市健康課 TEL84-6822

中小企業を支援する長井商工会議所からのお知らせです

商工会議所が

お気軽に
ご相談ください。



1,500 円まで推薦します!
※お問い合わせの際は、「マル経融資」とお呼びください!

使い道は色々!!

商品・材料仕入資金、買掛金・未払金・決済資金
営業用車両買換資金、店舗改装資金、etc...

マル経融資3つの特長

※申込には一定の要件があります。詳しくは
お電話にてお問い合わせください。

